

会 議 録

| | |
|-------|--|
| 会議の名称 | 平成30年第10回本庄市教育委員会定例会 |
| 開催日時 | 平成30年10月18日(木) 午後3時30分から 午後5時20分まで |
| 開催場所 | 委員室 |
| 出席者 | <p>○教育長・委員 勝山勉 教育長 富沢峰雄 教育長職務代理者 落合崇志 委員 岡崎吉宏 委員 今井邦枝 委員</p> <p>○教育長・委員以外の出席者 稲田幸也 事務局長 高橋利征 事務局次長兼教育総務課長 木村健治 学校教育課長 園木健造 生涯学習課長補佐 佐々木智恵 文化財保護課長 堀口滋 体育課長 前川章 図書館長 山崎育樹 学校教育課長補佐 野口祐史 教育総務課長補佐(事務局)</p> |
| 次 第 | <p style="text-align: center;">平成30年第10回本庄市教育委員会定例会 議事日程 平成30年10月18日(木) 午後3時30分開議 委員室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 前回会議録の承認 3. 会議議事録署名人の指名 4. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本庄市立中学校部活動方針について(議案第64号) (2) 本庄市特別支援教育就学奨励費支給規則(議案第65号) 5. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の事務の管理及び執行に関する点検評価報告書について 6. 報 告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本庄市青少年問題協議会委員の委嘱について |

| | |
|------|---|
| | <p>(2) 本庄市生涯学習推進会議委員の委嘱について</p> <p>7. 教育長の報告</p> <p>8. その他</p> <p>9. 閉 会</p> |
| 配付資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・「平成30年第10回本庄市教育委員会定例会議案」 ・「議案第64号関係別紙 本庄市立中学校部活動方針」 ・「平成30年第10回本庄市教育委員会定例会議案関係資料」 ・「平成30年度教育委員会の事務の管理及び執行に関する点検評価報告書」 ・「本庄市青少年問題協議会員の委嘱について」 ・「本庄市生涯学習推進会議委員の委嘱について」 ・「教育長の報告 行動記録」 ・「ミニ企画展 本庄市の遺跡 最新出土品 2018」 ・「スポレクフェスタ2018開催報告書」 ・「平成30年度 本庄市立図書館 企画展・文芸講演会について」 |
| 主管課 | 教育総務課 |

| 会 議 の 経 過 | |
|-----------|--|
| 教 育 長 | <p>ただいまから、平成30年第10回本庄市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして進めてまいります。</p> <p>まず、前回会議録の承認をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>前回開催されました定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様様に配付させていただき、ご確認いただいております。特に異議等ございませんでしたので、承認されております。</p> |
| 教 育 長 | <p>それでは、署名をお願いします。</p> <p>続きまして、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。本日は、今井委員にお願いいたします。</p> <p>次に、議事日程4の「議事」へ入ります。本日の付議事件は、お手元に配付しましたとおり、議案2件でございます。</p> <p>それでは、議案第64号について事務局から説明を求めます。</p> |
| 木村学校教育課長 | <p>議案第64号「本庄市立中学校部活動方針について」ご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>本議案は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を踏まえて、本庄市立中学校</p> |

部活動方針を策定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、議案内容についてご説明いたします。議案第64号関係の別紙、「本庄市立中学校部活動方針」をご覧ください。また、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」につきましては、議案関係資料として用意してありますので、そちらをご覧くださいと存じます。

では、別紙の「本庄市立中学校部活動方針」をもとに、市部活動方針についての概要をご説明いたします。まず、2ページをご覧ください。

こちらは「はじめに」として、部活動には教育的な意義があり大切な活動であるが、一方で過度な練習による健康や学業への影響や教員の多忙化などが指摘されていることを受け、国は「教員の勤務負担の軽減のみならず、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点からも、休養日の設定の徹底をはじめ、部活動の大胆な見直しを行い、適正化を推進する」ことを示し、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したこと。また、埼玉県では、平成30年7月に、国のガイドラインに則り、運動部活動に加え文化部も対象とした「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を策定したこと。

本庄市教育委員会は、この「国のガイドライン」に則り、「県方針」を参考に、スポーツや文化活動等を通して生徒の健全な成長が図られることを期待し、「本庄市立中学校部活動方針」を策定したことを明記しております。

次に、3ページをご覧ください。

まず、「I 部活動の位置づけ」として、中学校学習指導要領で示されている部活動の位置づけを明記しております。

次に、「II 教育委員会が実施する施策」として、1 本庄市立中学校部活動方針の策定について、2 外部指導者等の派遣について、3 研修等の実施について、4 学校への支援等について明記いたしました。

次に、4ページをご覧ください。「III 学校における適切な運営のための体制整備」として、1 部活動の方針の策定と公表について、2 指導・運営に係る体制の構築について明記いたしました。

次に、「IV 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」として、1 適切な指導の実施について、(1)では、校長及び部顧問、外部指導者等は、生徒の心身の健康管理、事故防止、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底すること。

(2)(3)では、運動部顧問や文化部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう指導を行うことを明記しました。

次に、2 事故防止について、特に(4)では、熱中症対策についても明

| | |
|----------|---|
| | <p>記しました。</p> <p>3 部活動用指導手引等の活用について、4 参加する大会等の精選について明記いたしました。</p> <p>次に、「V 休養日及び活動時間の基準」として、</p> <p>1 休養日について、(1) 学期中では、週当たり2日以上を設けることとし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。なお、平日の休養日の内の1日は校内統一とし、あらかじめ曜日を指定する。(2) 長期休業中では、学期中に準じた扱いを行う。また、一定程度長期の休養期間、オフシーズンを設けると明記いたしました。</p> <p>2 活動時間として、1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うと明記いたしました。</p> <p>3 その他、として、(1) 定期試験前の部活動休止日について、(2) 朝練習について、(3) 休養日及び活動時間の基準の例外などについて明記いたしました。</p> <p>次に、7ページとなりますが、「VI 生徒及び保護者に対する配慮」として、</p> <p>1 部活動への所属について、2 生徒の主体性の育成について明記いたしました。</p> <p>次に、「VII 保護者との連携等」として、1 保護者との連携・協力による部活動運営について、2 会計及び経済的負担について明記しております。</p> <p>以上で、議案第64号「本庄市立中学校部活動方針について」の説明を終わりにいたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 教 育 長 | ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。 |
| 落合委員 | 6ページ目の長期休養期間であるオフシーズンについて、具体的な日数の表記がなく分かりにくいので、ある程度、何日程度といった表記があった方が良いのではないかと感じました。その辺りの捉え方を教えてください。 |
| 木村学校教育課長 | 具体的な日数については、特に議論はされませんでした。夏休みの8月11日から16日の期間、また冬休みの年末年始の期間は、学校閉庁日ということで教員も休みになるため、これに合わせて、原則、この期間は部活動を休みにする休養期間として設定することになると捉えています。 |
| 落合委員 | 学校閉庁日以外の休養期間については、教育委員会としてどう捉えていますか？ |
| 木村学校教育課長 | 原則、学校閉庁日は休養期間に設定するよう指導し、それ以外の期間について、休養日等を設定する場合は、部活動ごとの判断に任せるといった形になると思います。 |
| 岡崎委員 | 休養日等に児童生徒が自主的に練習をしたいといった場合には、どのような対応になるか教えてください。 |
| 教 育 長 | 休養日等に児童生徒が自主的に集まって、個人の自宅や市営の体育館を借 |

| | |
|----------------|--|
| | <p>りて運動等をするのは把握することができませんが、学校施設等を利用する場合は部活動として捉えられるため、禁止することになります。</p> <p>活動方針の基準以外の活動で起こった事故等による怪我に対しては、学校管理下外での活動となり、通常の部活動での災害給付等の対象にはならないため、例えば、顧問の先生が呼びかけて市営の体育館等で自主練習をした際に怪我等をした場合の責任は、呼びかけた個人の責任になる可能性があるとして定めているので、そういった活動は行わないように指導することになります。</p> |
| 富沢教育長 職務代理者 | <p>気温による熱中症等の危険防止の関係で、今年の猛暑のように気温が35度以上になった場合に部活動を中止するといった判断は、ガイドライン的なものなのか、それとも拘束力を持っているものなのか教えてください。</p> |
| 木村学校教育課長 | <p>気温の基準については拘束力を持っているもので、今年の猛暑で35度を超えた場合には、実際に学校に対して部活動の中止等の指示を出しています。</p> |
| 富沢教育長 職務代理者 | <p>スポーツ少年団の例でいうと、今年の猛暑の時期に35度以上の日が10日以上もあり、気温だけでいえば練習ができない日は何日も続くような状況だったが、大会直前ということで様子を見ながら練習をしていた団もあったようです。</p> <p>具体的な例だと、練習開始時は33度だったが途中で35度を超えた場合の判断はどうするか等、難しい部分もあると思いますが、学校の部活動の場合は、中止の判断等はどのようにしているか教えてください。</p> |
| 木村学校教育課長 | <p>学校の現場では、顧問等が気温を確認するのはもちろんですが、指導で確認が行えない場合もあるので、職員等が気温を確認し、35度を超えた場合には、活動中の部活の顧問に伝える等の対応をとっています。気温の関係で運動は中止にして、教室や日陰等に入って運動以外のミーティング等の活動に切り替えるといったケースもあると思います。</p> |
| 落合委員 | <p>運動部の場合、種目によって屋外だったり、体育館内だったりすることもあると思いますが、場所ごとの温度は誰が確認し、誰が中止を決定するのか教えていただければと思います。</p> |
| 勝山教育長 | <p>気温については、活動場所での温度で判断することになり、先ほども話したとおり顧問や職員等により温度を確認し、最終的には学校長の判断により、中止を決定することになります。</p> |
| 富沢教育長 職務代理者 | <p>中止決定の判断基準については、部活動の内容や指導者の判断によって変わってくるので、難しい部分もあると思いますが、ある程度のガイドラインを作って、全学校が同じ基準で対応するようにはしていただきたいと思います。</p> |
| 木村学校教育課長 | <p>今後、この活動方針を各中学校に配付して、各学校が基準を守って部活動が行えるように研修会等も実施しながら、周知徹底していきたいと考えてい</p> |

| | |
|----------|--|
| | ます。 |
| 教 育 長 | <p>この活動方針を策定するにあたって、活動時間や気温等については、国、県のガイドライン等を基準にしていますし、児玉郡市内で統一的なものを調整しながら作成しています。また、作成にあたっては市PTA連合会等の意見も聴取しています。</p> <p>また、部活動の顧問を担当することで放課後や休日等にも活動があり、負担がかかり過ぎる等の問題もあり、部活動に対しての様々な点について、考え方を見直す時期に来ているのではないかと思います。</p> <p>他に、ご意見はございますか。</p> |
| 教育委員 | 《なし》 |
| 教 育 長 | <p>それでは、他に質疑がありませんので、議案第64号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。</p> |
| 教育委員 | 異議なし。 |
| 教 育 長 | <p>異議がありませんので、議案第64号「本庄市立中学校部活動方針について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第65号について事務局から説明を求めます。</p> |
| 木村学校教育課長 | <p>議案第65号「本庄市特別支援教育就学奨励費支給規則」についてご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。11ページをお願いいたします。</p> <p>本議案は、本庄市特別支援教育就学奨励費の支給に関する手続きについて必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に、議案内容についてご説明いたします。議案書2ページにお戻りください。</p> <p>まず、第1条において、この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に則り、本庄市立の小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、特別支援学級への就学に必要な費用に対し特別支援教育就学奨励費を支給することについて、必要な事項を定める。とし、本規則の趣旨を規定いたします。</p> <p>第2条では、定義として、各号に掲げる用語の定義を規定いたします。</p> <p>その下、第3条では、支給対象者として、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者とするを規定いたします。</p> <p>次に、3ページをお願いいたします。</p> <p>第4条では、支給対象費目として、(1)～(5)まで5つを費目として規定いたします。</p> <p>第5条では、調書の提出について、第6条で、支弁区分の決定について、</p> |

| | |
|----------|--|
| | <p>規定いたします。</p> <p>次に、4ページをお願いいたします。</p> <p>第7条では、審査結果の通知について、第8条では、支給の対象期間について、第9条では、支給方法について規定いたします。</p> <p>次に、第10条では、辞退の届出について、第11条では、決定の取消しについて、(1)～(4)の4つの場合を規定いたします。</p> <p>次に、5ページをお願いいたします。</p> <p>第12条では、決定の取消しにより、既に支給された就学奨励費の返還について、規定をいたします。第13条では、その他として、この規則に定めるもののほか、就学奨励費に関し必要な事項は、教育長が別に定める。と規定いたします。</p> <p>最後に、附則として、この規則は、公布の日から施行する。といたします。</p> <p>なお、6ページから10ページについては、関係様式となります。</p> <p>以上で、議案第65号についての説明を終わりにいたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 教 育 長 | ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。 |
| 教育委員 | 《なし》 |
| 教 育 長 | それでは、特に質疑がありませんので、議案第65号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。 |
| 教育委員 | 異議なし。 |
| 教 育 長 | <p>異議がありませんので、議案第65号「本庄市特別支援教育就学奨励費支給規則」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議事日程5の「協議事項」へ入ります。「教育委員会の事務の管理及び執行に関する点検評価報告書」について、事務局から説明を求めます。</p> |
| 高橋教育総務課長 | <p>「教育委員会の事務の管理及び執行に関する点検評価報告書」につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>それでは、初めに趣旨説明をさせていただきたいと思えます。</p> <p>1ページの「Ⅰ はじめに」と「Ⅱ 点検評価の基本方針」にございますように、「地教行法」の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされています。</p> <p>そのため、この報告書は、本庄市教育委員会が行った点検評価の結果をまとめたものでございます。</p> <p>本庄市教育行政の主要施策については、「本庄市総合振興計画」の中で、6つの分野別計画により成り立っており、「教育文化分野」もその1つでございます。</p> <p>2ページをご覧くださいと思います。</p> <p>政策大綱にございます「明日を拓く人を育み、魅力ある文化が育つまち」</p> |

| | |
|-----------------|---|
| | <p>につきまして、5つの政策目標と6つの施策に展開され、それにより取り組むべき事務事業を明らかにしております。なお、点検評価は平成29年度の内容ですので、1ページで総合振興計画の基本構想も「平成20年度から平成29年度まで」として明記しております。</p> <p>このため、本庄市総合振興計画に位置づけられた施策に基づいた平成29年度の実施計画について点検評価を実施したもので、この後、学識経験者による知見活用会議も予定されており、昨年度もお願いした茂木孝彦先生と、藤田八重子先生の後任として今年度から永尾路子先生にご意見をいただくことになっております。</p> <p>具体的には、3ページ以降に「Ⅲ 点検評価の結果」を主な取り組みと施策の評価としてまとめてございますので、各所管課長よりご説明申し上げますので、委員の皆様方からもご意見をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、施策1から、順に説明をお願いいたします。</p> |
| <p>木村学校教育課長</p> | <p>それでは学校教育課所管部分についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、3ページ、「施策1 創造性と確かな学力を育む教育の推進」についてでございますが、子ども達の学ぶ意欲の低下や規範意識・自律心の低下、いじめや不登校等の深刻な状況など、学校教育における課題は、一層複雑・多様化しています。さらに、発達障害を含む障害のある子どもへの支援やネットトラブルなど、新たな課題への対応の必要性も高まっています。そこで、子ども達がいきいきとよく学び、心身ともに健やかに育つことができるよう、以下の6点に取り組み、学校教育の充実を行いました。</p> <p>まず、「(1) 指導方法を改善し、学ぶ喜びを感じる授業の創造」ですが、平成29年度の実施計画としては、「埼玉県学力・学習状況調査」の調査の趣旨を捉え、児童生徒一人ひとりのよさを伸ばし、学力を確実に伸ばす指導方法の工夫改善に取り組みました。具体的には、本庄市学力向上推進委員会で、各学校での学力向上に効果のある取組を広め、小中学校で授業のスタンダード化を図りました。</p> <p>また、本庄西小学校と秋平小学校に学力向上の研究を委嘱し、その研究成果を小中学校へ広めるとともに、指導主事が定期的に小中学校を訪問し、授業改善の充実を図りました。</p> <p>「施策の評価」としては、各学校では、各種学力調査などを活用し、指導方法や指導内容を工夫しました。その結果、「学力の伸びた児童生徒の割合」を前年度と比較すると、学力の伸びた児童生徒の割合は、小学校では、県とほぼ同様の傾向がみられ、中学校では、3年生の数学を除く全ての調査で県の値を上回りました。詳しくは、4ページのグラフをご覧ください。各学校で、児童生徒一人ひとりの学力の伸びに注視し、指導方法等の改善等に取り組んだことが少しずつ成果となって現れてきているのではないかと考えます。</p> |

また、本庄市学力向上推進委員会では、『本庄型授業スタンダード』を策定し、児童生徒にとって、わかる、楽しい授業を展開することで、児童生徒が興味関心を高め、より深く考え、話し合う取組につなげることができました。さらに、「学びのきまり」を中学校区毎に作成し、小中の連携を図り、児童生徒の落ち着いた学校生活につなげることができました。

指導主事による学校訪問では、全ての教員の授業を参観し、必要な指導、支援を行い、授業力の向上を図ることができました。

次に、4ページの下、「(2) 開かれた学校づくりの推進」ですが、平成29年度の主な取組としては、学校の経営方針や教育活動等を広報紙やホームページを通して、家庭や地域に広く発信しました。また、「彩の国教育週間」に合わせて、学校公開日や授業参観日、音楽祭等を設け、保護者や地域の方に授業や学校行事の様子を参観していただきました。

5ページをお願いいたします。3行目ですが、平成29年度より、本庄東中学校と秋平小学校の2校で学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールとして導入いたしました。また、各中学校では、放課後に地域の方等を指導者とした学習支援を行いました。

次に、「施策の評価」としては、全ての市立小中学校でホームページに学校グランドデザイン、学校の経営方針や学校行事等を掲載し紹介するとともに、各校ともホームページを頻繁に更新し、より新鮮な情報を提供できました。

学校応援団の活動においては、登下校において児童生徒の安全の見守り活動やゲストティーチャーとして学習活動に、多くの地域の皆様に参加していただきました。本庄西中学校と本庄西小学校では、共同の引き渡し訓練や、児玉小学校と児玉中学校では、小中合同の研修会の開催など、小中の児童生徒や教員同士の交流が推進され、開かれた学校づくりが進みました。

コミュニティスクールと指定した本庄東中学校と秋平小学校の2校では、地域総がかりで子どもたちの教育に携わることで、未来を担う健やかな子どもたちを育む体制づくりがスタートでき、さらに学校・家庭・地域の連携を進めることができました。

また、各中学校では、基礎的・基本的な学習内容の習得を目的として、放課後に地域の方等を指導者としての学習支援を行い、地域の方と連携した学習会を行うことができました。

次に、5ページ下の「(3) 学校保健・体力向上の推進」の平成29年度の主な取組ですが、本庄東小学校と本庄南小学校の2校を体力向上推進校に指定し、体力向上の取組や指導方法の工夫改善に努め、児童生徒の体力向上に取り組みました。また、今年度もフッ化物洗口を実施しました。

6ページになりますが、「施策の評価」としては、平成29年度埼玉県児童生徒の新体力テストの結果は、144項目中83項目で県平均値を上回り、その割合は57.6%で、本庄市の児童生徒の体力の状況は、県平均より高い結果となりました。

8種目の成績を点数化し、合計した数値をA～Eの5段階で示した総合評価、A+B+Cの割合は、埼玉県及び本庄市目標値の小学校80%、中学校85%を、小学校は達成できましたが、中学校は達成できませんでした。5ページ下にグラフで示させていただきましたが、平成20年度からの経年変化は、小学校は年を経る毎に少しずつ上昇しております。しかし、中学校では平成26年度より平成28年度まで上昇していましたが、平成29年度は下降してしまいました。

今後は、結果を分析し、運動が得意で体力の高いA+B+Cの児童生徒を伸ばしていくとともに、運動の苦手な児童生徒への個別の支援を進め、本市全体の体力向上を進めて参ります。また、学校保健会と連携したむし歯予防の取組やフッ化物洗口の取組等により、むし歯がある児童生徒が減少してきています。今後も、フッ化物洗口を継続するなどし、むし歯予防と歯の健康増進を図っていきます。

次に、6ページの中ごろですが、「(4)進路指導・キャリア教育の推進」の平成29年度の主な取組としては、小学校では、3年生社会科の授業の中で、職場見学を実施しました。中学校1年生では、「本庄市社会体験チャレンジ事業」を実施しました。また、中学校2年生では、「上級学校訪問」を、中学校3年生では、「高校説明会」を実施しました。

また、平成29年度も各中学校で、2年生が夢や希望、決意などを自らの言葉で発表する「立志式」を実施しました。さらに、全校生徒を対象とした「ふれあい講演会」を実施し、生徒に将来の夢や希望を育む取組を行いました。

7ページをお願いいたします。「施策の評価」としては、小学校3年生の職場見学や中学校1年生の「本庄市社会体験チャレンジ事業」など、発達段階に応じたキャリア教育を進めることができ、児童生徒の勤労観や職業観の育成に役立ちました。特に、中学校で1年生を対象に実施している「本庄市社会体験チャレンジ事業」では、市内事業所の協力を得て、生徒一人ひとりが将来の自分の夢を膨らませ、未来の自分の姿を思い描くきっかけとなりました。

中学校2年生の「上級学校訪問」は、高等学校についてより詳しく知る機会となり、生徒一人ひとりの進路計画の立案に役立ちました。また、中学校3年生の「高校説明会」は、高等学校について最新の情報を知る機会となり、それぞれの進路の検討・決定に役立ちました。さらに、中学校3年生では、

きめ細やかな進路指導を実施し、生徒・保護者の進路についての意識が高まり、生徒が目標をもって学校生活を送れるようになりました。

中学校2年生で実施した「立志式」では、それぞれの夢や希望、そして自らの生き方について深く考える機会となり、日々の学校生活をより前向きな姿勢で過ごそうとする態度の醸成を図ることができました。

次に、「(5) 教職員研修の充実」の平成29年度の主な取組としては、教職員の資質向上をねらいとして、表のような11の研修会を実施しました。

7ページから8ページとなりますが、「施策の評価」としては、各種研修会の開催により、指導方法の工夫や改善、資質の向上を図ることができました。

特に、平成29年度より、教職員全体研修会を開催しましたが、ハイパーQUアンケートの開発者である早稲田大学の河村茂雄教授による講演会を開催し、ハイパーQUアンケートの活用についての示唆をいただき、よい学校生活とあたたかな人間関係づくりを目指した取組を始めることができました。また、授業力向上研修会では、本市学力向上アドバイザーの嶋野道弘先生の講演会を開催し、授業力改善についての示唆をいただき、各学校が授業改善に取組み、教職員の授業改善に対する意識の高まりが見られました。

さらに、教材研究研修会、生徒指導・教育相談担当研修会、学校カウンセリング研修会、ICT研修会、特別支援教育の研修会等、様々な研修会を通して、教職員の資質向上を図ることができました。

次に、8ページの中ごろ、「(6) 幼保小の連携及び就学前教育の充実」における平成29年度の主な取組としては、幼稚園、保育園（所）及び本庄保健所等の関係諸機関、子育て支援課及び健康推進課等の関係各課と連携して、情報交換や情報共有を図りました。

また、就学時健康診断や学校説明会の際には、「親の学習」を実施しました。さらに、幼稚園の教材及び備品の購入や施設・設備の修繕、園児の健康診断などにかかる費用の補助を行いました。

「施策の評価」としては、関係機関と連携して、情報交換や情報共有を図ることができ、幼児の小学校生活へのなめらかな接続となりました。また、就学時健康診断や学校説明会の際に行った「親の学習」により、保護者としての責任や心構え等についての意識を高めることができました。さらに、幼稚園に対する補助により、教育備品等の充実と保護者の経済的な負担の軽減を図ることができました。

次に、9ページをお願いいたします。

「施策2 人権を尊重する教育と心豊かな人づくりの推進」についてでございますが、いじめや非行・問題行動の低年齢化などの背景には、自分自身を大切にし、他者の生命や存在を尊重する考えが十分に浸透していないことが大きな原因の一つと考えられます。児童生徒一人ひとりが人権の意義や

重要性について正しい知識を持ち、日常生活において人権に配慮することができるよう、学校教育においても指導を充実・強化していきました。

また、子どもの悩みや葛藤を早期にとらえ、適切な助言、指導を行うため、相談体制の充実など、以下の4点に取り組みました。

まず、「(1) 生命の尊さを自覚し、他人の痛みがわかる児童生徒の育成」の平成29年度の主な取組としては、学校間での連携や交流を推進するとともに、ボランティア活動などの社会体験、高齢者や障害者との交流や体験学習を通して、豊かな人間性の育成に取り組みました。

また、各学校の道徳の授業では、より深く考え合えるように、体験的な学習や問題解決的な学習に取り組みました。さらに、小学校では、現役スポーツ選手やOBの方を講師にした夢教室を実施しました。

「施策の評価」としては、ボランティア活動やアイマスク体験、車いす体験など、様々な体験を通して、生命尊重の態度や、他者の痛みを共感できる児童生徒の育成を図ることができました。

また、各学校の道徳の授業では、体験的な学習や問題解決的な学習など多様な授業に取り組み、児童生徒がより深く考え合えるようになりました。さらに、小学校での「夢教室」では、現役スポーツ選手やOBの方を夢先生として招聘し、仲間を尊重することやルールを守ることの大切さを学び、将来の夢や希望を抱き、前向きな学校生活が送れるようになりました。

次に、10ページをお願いいたします。

「(2) 学校教育相談体制の充実」の平成29年度の主な取組については、さわやか相談員を1名増員し、4中学校で6人配置し、中学校区の児童生徒や保護者への相談体制をより充実させるとともに、埼玉県より4中学校に派遣されているスクールカウンセラーや学校の教育相談担当者、さわやか相談員と連携を図る取組を行いました。

また、平成29年度も、適応指導教室内に「子どもの心の相談員」を週1日配置し、児童生徒及び保護者を対象として電話による相談活動を実施しました。

さらに、平成29年度より小学校4年生から中学校3年生を対象に学校生活アンケート「ハイパーQUアンケート」を年2回実施して、よりよい学校生活と温かな人間関係づくりを進め、不登校やいじめの防止につなげる取組を行いました。

次に、「施策の評価」ですが、平成29年度の不登校児童生徒数は、小学校では16名で、平成28年度と比較すると11名の増加となりました。また、中学校では77名で、平成28年度と比較すると、3名の増加となりました。小学校ではスクールソーシャルワーカーの巡回、中学校では、さわやか相談員やスクールカウンセラーによる相談機会等の充実に努めましたが、小中学校ともに増加する結果となりました。また、小中学校の教員同士の連携を進

めてきましたが、今後、早期の学校復帰に向け、保護者や適応指導教室との連携のさらなる推進が必要だと考えます。

次に、10ページから11ページですが、平成29年度のいじめ認知数は、350件でした。いじめの早期発見、早期解消のため、初期段階で解決したいじめなどを含め、積極的にいじめを認知した結果、平成28年度と比較すると、82件の増加となりました。3ヶ月の見届けにより、全てのいじめが解消され、解消率は100%でした。

各学校とも「いじめは絶対に許される行為ではない」という共通認識の下、いじめの未然防止に努めました。また、いじめの早期発見、早期解消に向け、全職員で児童生徒の小さなサインを見逃さないように生活の様子を注視するとともに、いじめを認知した際には、組織的な対応で早期解消に取り組むことができました。

また、学校生活アンケート「ハイパーQ Uアンケート」を年2回実施し、その結果分析を行い、児童生徒一人ひとりへの対応を検討し、居心地のよい学級づくり、温かな人間関係づくりを進めてきました。今後、ハイパーQ U活用研修会等を充実させ、さらに効果的にアンケートの活用をしていく必要があると考えます。

次に、11ページの中ごろの「(3) 人権教育の推進」についてですが、平成29年度の主な取組として、旭小学校、藤田小学校の2校を人権教育推進校として指定し、人権感覚の育成や人間関係づくり、環境づくりを効果的に進めるための研修、授業研究会を実施いたしました。

次に、「施策の評価」としては、旭小学校が2年間研究した成果の人権教育授業研究会を開催し、市内の教職員が参加しました。授業を参観した後に研究協議を行い、研修を深めることができました。旭小学校では、教室環境等の整備や、人権感覚の育成とコミュニケーション能力の育成に取り組みましたが、今後は、さらに教育活動全体を通して、児童生徒の人権感覚を育成するための指導方法の工夫・改善を図っていきたいと考えております。

次に、12ページをお願いいたします。「(4) ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進」ですが、平成29年度の主な取組として、各学校では、本庄特別支援学校との連携を図りながら、特別支援学校及び通常の学校における支援籍学習に取り組みました。

また、本庄市発達教育支援センター「すきっぷ」とも連携を図るとともに、全学校で心理士や指導主事による巡回相談を行い、きめ細やかな支援ができるように取り組みました。

さらに、就学支援アドバイザーによる幼稚園及び保育所訪問を行い、新入学予定児童に係る情報を収集し、就学相談体制及び就学支援体制の充実に取り組みました。

次に、「施策の評価」ですが、各学校では、本庄特別支援学校のセンター的

| | |
|----------|--|
| | <p>機能を活用した支援籍学習を行い、児童生徒のノーマライゼーションの理念に基づく教育を図ることができました。また、本庄市発達支援センター「すきっぷ」の心理士による巡回相談で支援が必要な児童生徒に対する具体的な方法を学び、きめ細やかな指導を図ることができました。</p> <p>さらに、各小学校では市内全ての幼稚園、保育園訪問を行った就学支援アドバイザーと連携して、就学相談や就学支援を充実させることができました。</p> <p>次に、13ページをお願いいたします。「施策3：教育環境の整備」についての「(1) 児童生徒の安全確保」ですが、平成29年度の主な取組としては、学校、自治会、PTA、学校応援団、スクールガードリーダー、地域ボランティア等の協力を得て、児童生徒の登下校時の見守り活動に取り組みました。さらに、児童生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」については、今年度1,087軒の家や店舗をお願いしました。</p> <p>遠距離通学支援事業として、遠距離通学の児童生徒の安全を確保するため児童生徒に対する通学支援事業を行いました。距離基準等に基づき、9人の児童生徒にデマンドバスやタクシーによる通学支援を行いました。また、本泉地区から秋平小学校に通学する児童に対してスクールバスを運行し、16人がスクールバスを利用しました。</p> <p>「施策の評価」としては、自治会、PTA、学校応援団、スクールガードリーダー、地域ボランティア等の協力を得て、児童生徒が安全に登下校することができました。</p> <p>遠距離通学支援事業では、児童生徒の安全な登下校の確保と保護者の経済的負担及び送迎に係る負担の軽減を図ることができました。今後も継続していくことが必要だと考えます。</p> <p>学校教育課は以上でございます。</p> |
| 高橋教育総務課長 | <p>次に教育総務課で所管いたします項目につきまして説明いたします。</p> <p>13ページ「(2) 学校施設の整備充実」ですが、学校トイレ改修事業では、今年度から工事に着手し、児玉小学校南校舎と本庄南中学校で改修工事を実施しました。また、来年度の工事のために、本庄東小学校、本庄南小学校、中央小学校、本庄西中学校の設計業務を実施しました。</p> <p>その他の工事として、旭小学校北校舎と渡り廊下、南小学校南校舎と渡り廊下の外壁改修と防水改修工事を実施しました。</p> <p>評価といたしましては、トイレ改修事業の改修工事及び設計業務、外壁改修と防水改修工事は予定どおり完了して、トイレについては「きれいで明るいトイレ」の整備が達成しております。</p> <p>今後も引き続き、トイレ改修工事を実施するとともに、内外装や設備などの改修工事を計画的に実施することが必要となります。</p> <p>「(3) 教育機器の整備充実」につきましては、前年に続き、北泉小学校、</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>本庄南小学校、中央小学校、本庄南中学校で、パソコン教室の更新に伴い、校舎内の無線LANの整備とタブレット端末の導入を行いました。</p> <p>また、「校務支援システム」を活用して校務の効率化を図るとともに、情報セキュリティの強化にも努めました。</p> <p>評価といたしましては、学校現場では様々な教科の授業改善に繋がり、児童及び生徒への教育効果が上がっています。今後も、無線LANの整備とタブレット型コンピュータの整備を進めるとともに、情報教育の推進や校務の効率化を図りつつ、時代の変化に対応した教育情報機器の計画的な環境整備を検討していく必要があります。</p> <p>次に、最終31ページの「結びに」には、本日、委員の皆様からいただいたご意見や知見者からの指摘を受けて、内容を取りまとめて参りたいと考えております。</p> <p>教育総務課所管につきましては、以上でございます。</p> |
| 園木生涯学習課長補佐 | <p>生涯学習課所管事業につきましてご説明申し上げます。15ページをお願いいたします。</p> <p>「施策4 生涯学習の活発化」でございます。生涯学習課では、本庄市生涯学習推進計画に基づき、市民が生きがいを感じて自己を高められるように、生涯学習を総合的に推進する施策に取り組んでおります。公民館、文化会館、図書館を生涯学習の拠点として適切に運営し、市民の生涯学習ニーズに応える講座やイベントの開催に努め、また、塙保己一の事績を顕彰するため、総検校塙保己一先生遺徳顕彰会の活動を支援しております。</p> <p>始めに（1）専門教育・研究といたしまして、市民総合大学の取組みについてご説明いたします。</p> <p>平成29年度は、60歳以上対象の「シニアコース」本庄キャンパスの受講生の増加に対応するため、新たに午前クラスを開設しました。「ミドルコース」では、夜間や土曜日、休日に講座を開催し、子育て中の親でも安心して受講できるよう託児付き講座を開催しました。また、小学生から高齢者が同じ講座を受講でき、地域の結びつきを強めることを目的に世代間交流講座を開催しました。</p> <p>「ジュニアコース」は土曜日、休日や夏休みを中心に、理科実験や地元工場見学など幅広い分野にわたって多彩な講座を開催しました。</p> <p>施策の評価ですが、前年度と比較して、ミドルコースでは421人から458人、シニアコース本庄キャンパスでは155人から190人とそれぞれ受講生が増加しました。</p> <p>一方、ミドルコース受講生については現役世代、子育て世代の受講生を増やすため、学習環境、学習内容の更なる充実を図る必要があります。今後も、世代間交流講座や市内の高等学校、近隣大学と協働連携したジュニアコースの拡充を推進して参ります。</p> |

続きまして、(2) 青少年教育の充実といたしまして、主な取り組みですが、青少年の健全育成を推進するために、本庄市青少年育成市民会議に交付金を交付し、活動の支援を行いました。青少年育成市民会議では、年6回の青少年非行防止緊急パトロール活動、埼玉県青少年健全育成条例啓発や青少年育成管外研修、青少年健全育成のつどい、青少年の主張発表会、青少年健全育成標語の募集などを行い、青少年の健全育成を図りました。また、青少年育成推進員は、市内の中学校を訪問し、学校関係者との意見・情報交換を行い、学校・地域・家庭の連携などを確認し、3者の連携を推進しました。

さらに、子ども大学ほんじょう実行委員会に負担金を交付し、活動の支援を行いました。子ども大学ほんじょうは、児玉郡市在住の小学校5・6年生を対象に、早稲田大学本庄キャンパスを主会場に、早稲田大学の教授や地域のスペシャリストを講師にお招きし、学校とは一味違ったテーマの学びの場の提供をいたしました。

施策の評価でございますが、パトロールによって、青少年が「見られている」という意識を持つことで、非行の抑止力になっております。今後も、パトロールの時間や場所など効果的な方法の工夫・改善を図ります。

また、子ども大学ほんじょうは、本物の大学を会場にして、子どもたちが小学校や家庭では体験できない活動や講義を実施することで、知的好奇心を刺激し、人間性豊かな心を育て、活力ある次世代の育成に大きく寄与しました。

続きまして、(3) 生涯学習の推進といたしまして、公民館では、成人を対象とした各種講座や小学生を対象とした夏休み子ども体験教室などを開催するとともに、市民の自主的な生涯学習の活動場所を提供しました。

また、総検校塙保己一遺徳顕彰会に補助金を交付し、顕彰事業活動の支援を行いました。

施策の評価でございますが、公民館事業につきましては、市内全館の公民館が主催する講座の延べ参加人数と公民館利用団体会員数は、前年と比較すると増加しています。会員数増加の要因としては、各公民館長が市民や講師の意見をよく聞き、アイデアを取り入れた創意工夫による企画を行ったことによります。

今後も、各公民館の特徴を活かし、幅広い年代を対象とした魅力ある講座を開催してまいります。

総検校塙保己一先生遺徳顕彰会への活動支援ですが、平成29年度は、各種団体のイベントに参加しPRを行ったことで団体会員が増加しました。今後は、顕彰会で予定されている没後200年記念事業等、あらゆる機会を捉えて市内外へ、塙保己一の事績の普及や啓発活動をさらに進めていく必要があります。

続きまして、(4) 芸術文化の推進といたしまして、文化芸術活動の活性化

| | |
|--------|--|
| | <p>と振興を図るために、本庄市文化団体連合会に交付金を交付し、活動の支援を行いました。本庄市文化団体連合会は、芸術文化活動の活性化と会員の発表の場として「文化祭」を、また児玉地域を拠点に市内で活動している芸術文化団体により「こだま芸術文化のつどい」を開催しました。</p> <p>施策の評価ですが、文化祭参加者数は、台風による悪天候にも関わらず、602人の参加がありました。参加団体は、文化祭に向けて活発な活動を続けており、引き続き市民の芸術文化活動の活発化を図るため、活動を発表する機会の充実に向けた支援を行います。</p> <p>続きまして、(5)家庭教育の推進といたしまして、主な取組みは、家庭での教育力の向上及び市民との協働を推進するため、市内の子育て団体や関係機関と連携し、親の力を高めて子育てを支援する「親の学習」講座を小・中学校、保育園・幼稚園、地域の保護者等を対象に実施することで次世代育成を推進しました。</p> <p>施策の評価ですが、家庭教育の推進については、本庄市独自で作成した「親の学習手引書」、「親子手帳」を活用した講座を開催するとともに、子どもに迫るインターネットの危険性や身体への影響等を知り、予防と対策法を学ぶことを目的にした講座の拡大を図りました。</p> <p>平成29年度は前年と比較し、市へ依頼がありました講座数は減少いたしましたが、埼玉県や他団体の協力を得ながら家庭教育学習は引き続き行われており、今後共、親の学習事業をさらに推進して参ります。</p> <p>生涯学習課は以上です。</p> |
| 前川図書館長 | <p>続きまして、図書館所管の部分につきましてご説明いたします。資料20ページをご覧ください。</p> <p>(6)図書館の充実 平成29年度の主な取組みでございます。</p> <p>図書館では、本館のリニューアルに合わせ祝日も開館とし、さらに利用者の拡大と利便性の向上を図るため、平成29年7月から木曜日と金曜日に本館の開館時間を試行的に午後8時までといたしました。</p> <p>また、市民が楽しく図書館を利用できるように、蔵書の充実と窓口サービスの向上、移動図書館車「ほきいち号」の活用に努めました。</p> <p>事業面では、「おはなし会」や「ブックスタート」などの児童サービス事業を実施するとともに、学校との情報交換を図り、図書館見学、職場体験等の受入や団体貸出なども行いました。</p> <p>また、図書館で開催する事業の多くは、ボランティアの協力が不可欠なため、読み聞かせボランティア入門講座を開催し、ボランティアの育成に努めました。</p> <p>「施策の評価」といたしましては、図書館本館の改修工事により仮図書館で運営をしていたことなどから、平成27年度、28年度に減少していた利用者数や貸出数などが、平成29年度は回復いたしました。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>事業実績といたしまして、図書館利用者、図書等の貸出数、移動図書館の貸出数、ともに増加しております。</p> <p>催し物参加者では、「ブックスタート」、「おはなし会」とも参加者は増加しております。</p> <p>これは、本館のリニューアルオープンによるものと考えられます。引き続き、利用者数等を維持できるように、利用者のニーズに応え、親しまれる図書館としてより多くの方に活用していただけるよう、蔵書の充実とサービス向上を図ります。</p> <p>その中でも、「ブックスタート」と「おはなし会」は、子どもと保護者が本や物語に出会う大切なきっかけとなることから、『本庄市子ども読書活動推進計画』に基づき事業の充実に努めてまいります。</p> <p>図書館からは、以上でございます。</p> |
| <p>佐々木文化財保護課長</p> | <p>続きまして、文化財保護課からご説明いたします。22ページをお願いします。</p> <p>「施策5文化財の保護と活用の推進」でございます。本市には、139件の指定文化財等が所在しています。また、各時期の埋蔵文化財包蔵地が500か所あまり確認されており、これらを保護し未来へと継承していきます。</p> <p>また、各種文化財の活用を推進し、地域への理解と文化財保護意識の高揚を図るとともに、伝統行事等を保護、継承して参ります。</p> <p>「(1)指定文化財等の整備と活用」でございます。平成29年度の主な取組ですが、県指定天然記念物／城山稻荷神社のケヤキ、県指定有形民俗文化財／八幡神社社殿、市指定文化財／金鑽神社のカヤの修理・環境保全事業に伴い、所有者に対して補助金を交付しました。</p> <p>また、本庄市指定文化財／八幡神社の高札場の外柵、田村本陣の門の屋根瓦の修繕、埼玉県指定文化財／金鑽神社社殿の説明板の新設、指定文化財標柱の新設、修繕の3件を実施しました。</p> <p>「施策の評価」でございますが、今後も指定文化財の修理等に補助金の交付を行い、保存・整備事業を進めるとともに、説明板の設置や老朽化した標柱の建て替え等を行い、見学者の利便性の向上を図る必要があります。</p> <p>次に「(2)文化財施設等の充実と活用」でございます。</p> <p>旧本庄警察署を活用している歴史民俗資料館では、消防設備と、外柵、人民控所の修理を実施しました。また、老朽化した旭民具収蔵庫1棟の解体および収蔵民具の移動を行いました。</p> <p>塙保己一記念館では、展示用資料を収集し、見学のしおりを作製しました。</p> <p>競進社模範蚕室では、平成28年度から外構工事を実施してまいりましたが、平成29年度では駐車場、サイクルポート、建物周りの回遊路等の外構施設を整備するとともに、ボランティアガイド養成講座を実施しました。</p> <p>23ページをお願いします。「施策の評価」でございますが、歴史民俗資料</p> |

館は資料の展示替えを実施し、展示内容の充実に努めました。年間入館者は、3,279人で前年とほぼ同様に推移しました。

同資料館については、施設自体の制約もあり、大幅なリニューアルを実施できない状況ですが、安定した入館者の確保を図るために、中山道関係資料の展示の充実や旧本庄商業銀行煉瓦倉庫をはじめとする周辺文化財との連携など、魅力ある企画の開催を検討していきます。

埴保己一記念館は、平成27年7月のリニューアルオープン後、大幅な入館者の増加が見られましたが、平成29年度の入館者数は5,907人で前年度より約16%の減となりました。開館直後との比較では入館者数は減少していますが、リニューアル前との比較では、今後も高水準を維持できるものと思われま

す。競進社模範蚕室は、平成29年度の入館者数は2,203人で前年度より21%の減となりました。「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界文化遺産登録に関連した一時的な増加は落ち着きましたが、平成29年度には大型バス2台分を含む駐車場等の外構整備が完了し、今後は入館者数の増加が期待されま

す。3館それぞれの特徴を活かした展示替えや資料を充実させ、来館者の増加に努める必要があります。

24ページをお願いします。次に、「(3) 郷土資料の保存と活用」でござ

います。主な取り組みですが、古文書(こもんじょ)等の資料収集に努め、市で保管している史料の保存・整理を行うとともに、下浅見文化財収蔵庫の修繕を実施して、文書、書籍などの保存環境を整備しました。

また、本庄市郷土叢書第7集「本庄市の地名②ー児玉地域編ー」を刊行いたしました。

「施策の評価」でござい

ますが、歴史資料等の活用に向けて、デジタル化等の基礎的な整理作業を継続的に進めるとともに、今後も各種の啓発冊子等を発行し、市内の歴史や文化財を広く紹介していくことが必要です。

25ページをお願いします。次に、「(4) 埋蔵文化財の保護と活用」でござ

います。主な取組ですが試掘調査62件、発掘調査2件を実施しました。また、本庄早稲田の杜土地区画整理事業に伴う発掘調査の整理事業や報告書の刊行を行いました。

この他に本庄東中学校の校舎やプール建設に伴い実施した薬師堂東遺跡や、辻堂遺跡、女池(めいけ)遺跡、城山遺跡、長沖古墳群赤坂地区で実施した発掘調査の整理作業や報告書の刊行を行いました。

さらに、民間開発に伴い開発事業者からの受託金により実施した、本庄中北原遺跡の発掘調査報告書の刊行と、新宮遺跡の発掘調査とその報告書を刊行しました。

「施策の評価」でござい

| | |
|--------|---|
| | <p>調査の実施や調整を行うことで、埋蔵文化財の保護を図り、やむを得ず開発により埋蔵文化財に影響が及ぶ場合には、発掘調査を実施したうえで調査報告書を刊行し、記録保存を行いました。</p> <p>また、出土資料を歴史民俗資料館に展示するとともに、早稲田大学、神川町、上里町との共催による本庄早稲田の杜地域連携展「中世のこだま地域」を開催し、発掘調査の成果を周知しました。</p> <p>今後とも学校教育や生涯学習の場を提供するなど、埋蔵文化財のより一層の活用を図る必要があります。</p> <p>26ページをお願いします。次に、「(5) 地域文化の理解と普及」でございます。主な取組ですが、公民館や早稲田大学等と連携して、歴史講座や講演会を開催するとともに、歴史民俗資料館をはじめとする市内の文化施設での資料展示を実施しました。また、市内NPOへの民具(農具類)等の貸し出しや、小学校と連携し、総合学習への協力などを行いました。</p> <p>「施策の評価」ですが、歴史講座等の開催や、文化財施設における解説を充実させることにより、地域の歴史を広く紹介し、よりいっそう文化財に親しんでいただけるよう努める必要があります。</p> <p>また、地域の歴史に対する理解を深めてもらえるよう、出土文化財や民具資料等に触れる機会を積極的に提供していく必要があります。</p> <p>次に、「(6) 伝統文化後継者の養成」でございます。主な取組ですが、伝統文化を保護・継承するため、獅子舞や神楽など無形民俗文化財の継承団体に助成を行い、後継者の育成と継承団体の活性化を支援しました。</p> <p>「施策の評価」でございますが、後継者不足が危惧される中、継承団体の活動を支援し、確実に文化財が存続できるように取り組んでいく必要があります。</p> <p>文化財保護課からは以上でございます。</p> |
| 堀口体育課長 | <p>体育課所管の施策について、説明させていただきます。報告書27ページになります。</p> <p>「施策6 生涯スポーツの促進」として、5つの取組を掲げております。</p> <p>まず、「(1) スポーツ・レクリエーション事業の実施・充実」について主な取組を説明いたします。</p> <p>市では「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、ウォーキング教室、電車でハイキングなど12事業28教室を開催しました。</p> <p>また、「川淵三郎塾」の事業として、「スポレクフェスタ2017」をはじめ、「川淵三郎カップ」やウォーキングの推進として、「本庄オータム・ウォーク2017」を開催しました。</p> <p>「オータム・ウォーク」の内容は、参加者へ事前に本庄ウォーキングマップ・記録シートを配布。距離や時間を問わず、自分が決めた好きなコースを3ヶ月間歩きます。記録シートに歩いたコースや歩数等を記入し、目標を達</p> |

成した方に記念品をプレゼントするものです。

体育協会やレクリエーション協会で開催した教室は、少林寺拳法教室、歩こう会教室など22種目129教室と本庄早稲田の杜クロスカントリー&ハーフマラソン大会を開催いたしました。

「施策の評価」といたしましては、市民の方が、気軽に参加できる各種スポーツ教室及びスポーツ大会やレクリエーション大会等を開催したことや、「川淵三郎塾」の事業では、市民一人1スポーツを推進し、市民の健康の保持・増進と体力の維持・向上を図りました。参加者数は、平成28年度14,839人に対して平成29年度13,530人を比較すると、1,309人減少しております。

今後も市民ニーズを的確に把握し、新種目の教室開催やイベントの周知活動の充実などにより、参加者の増加を目指す工夫が必要です。

また、市民が気軽にできるスポーツとして、ウォーキングを継続し推進する必要があります。

次に、「(2) スポーツ・レクリエーション団体の支援」について、主な取組を説明いたします。

体育協会、レクリエーション協会及びスポーツ少年団の育成と組織の強化等を図るため、各団体に交付金を交付しました。

また、関東大会規模以上のスポーツ大会に出場した各団体に所属する選手の活動を支援するため、奨励金を交付しました。

「施策の評価」としましては、体育協会、レクリエーション協会及びスポーツ少年団の活動等を支援し、スポーツ・レクリエーション活動を通して、市民の健康の保持・増進と体力の維持・向上を図るため、今後も継続する必要があります。

次は、報告書29ページになります。「(3) スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保」について、主な取組を説明いたします。

「川淵三郎塾」事業として指導者講習会と、スポーツ推進委員を対象にスキルアップ研修会を開催いたしました。

また、各団体を通して上部団体主催の講習会等への参加を呼び掛けました。

「施策の評価」としましては、各団体の指導者が各種講習会を受講することは、指導者のレベル向上に大きく役立っており、今後も継続する必要があります。また、スポーツ・レクリエーション活動のリーダーとなるスポーツ推進委員の活動を充実させる必要があります。

「(4) 体育施設利用の促進」について、主な取組を説明いたします。

市民が安心して利用できるよう、運動施設の適切な維持管理等を行います。また、シルクドーム、武道館、エコーピアをはじめとする体育施設については、都市公園と一体で指定管理者が管理運営を引き続き行いました。

| | |
|------------------------|---|
| | <p>また、指定管理者が実施するスポーツ教室等の自主事業により施設利用の促進を図りました。</p> <p>「施策の評価」としましては、体育施設の利用者数は前年と比較すると約4%減少しましたが、約50万人の方が利用されました。これは、幅広い年齢層の市民による健康の保持・増進や体力維持・向上などの意識の高揚によるものと思われまます。</p> <p>引き続き、市民が安心してスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、施設の安全確保に努めるとともに、適切な維持管理を行う必要があります。また、指定管理者と連携し、民間活力による効率的な管理運営を継続させる必要があります。</p> <p>「(5) 学校体育施設開放の充実」について、主な取組を説明いたします。</p> <p>市内の小・中学校の体育館等を学校活動に支障の無い範囲で市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として開放することで、スポーツ・レクリエーションの普及に努めました。</p> <p>「施策の評価」としましては、学校体育施設を市民の活動の場として提供することで、スポーツ・レクリエーション活動の普及に貢献しており、今後も継続していく必要があります。また、利用者団体には、利用にあたって、教育施設であることを踏まえ、ルールを守った適切な利用を求めるとともに、利用後の整理整頓や清掃を行うなど利用マナーの徹底を図る必要があります。</p> <p>体育課からは、以上でございます。</p> |
| 教 育 長 | ただいま事務局より説明申し上げましたが、ご意見やご質問はございませんか。 |
| 富 沢 教 育 長 職 務 代 理 者 | 学校教育課所管部分のみ注釈を入れる説明がいくつかありますが、数字の表記など、少し分かりにくい部分があるので、注釈ではなくて文の中に説明を上手く取り入れた方が、綺麗で読みやすいのではないかと思います。 |
| 落 合 委 員 | <p>11ページの人権教育の部分で、「人権感覚」という言葉が使われていますが、市として「人権感覚」といったものをどう捉えているかといった説明がある方が良いと思います。</p> <p>あと、塙保己一先生と塙保己一と両方の表記がありますが、統一した方が良いのではないかと思います。</p> |
| 稲 田 事 務 局 長 | 塙保己一の呼称については、歴史上の人物という扱いで敬称はつけないこととしています。先生という表記は、「塙保己一先生遺徳顕彰会」という団体名として使われているため、その部分のみ塙保己一先生ということで統一しています。 |
| 今 井 委 員 | 8ページの「幼保小の連携…」の部分で、現在、幼稚園、保育園に加え「認定こども園」があるので、その点について表題の部分には含まなくて良いと思いますが、地域によっては幼稚園、保育園より認定子ども園の方が多いと |

| | |
|------------|--|
| | <p>ころもあるので、文章の説明の中には入れてもらった方が良いと思います。</p> |
| 教 育 長 | <p>5ページの表は6ページの説明の表なので、同じページに移動したほうが分かりやすいと思います。</p> <p>あと、6ページのむし歯予防のデータが平成28年度、29年度の2年を比べただけの数字しか載っていないので、もう少し経過年の分かるデータがないと効果が分かりにくいと思われます。</p> <p>3ページの学力調査の年度が、29年度の調査で評価すると実際には28年度の評価になってしまっている。スポーツテスト等を含めて、今までがこの形で来ているので、見直しをするのが難しい部分もあると思いますが、29年度の評価をするのであれば、30年度の学力調査等で前年度との違いを調べるのが本来の姿だと思われるので、調査年度の見直しを今後の検討課題としてもらえればと思います。</p> |
| 落合委員 | <p>3ページの授業のスタンダード化の説明が4ページに載っているので、3ページの最初のところに移動したほうが分かりやすいと思います。</p> |
| 教 育 長 | <p>それでは、他にないようであれば、ただいま教育委員のみなさんから頂戴した意見を踏まえまして、学識経験者からも評価していただき、次回定例会までに議案を調整してください。</p> <p>これで、「協議事項」を終了します。</p> <p>次に、議事日程6の「報告」へ移ります。</p> <p>まず、本庄市青少年問題協議会委員の委嘱について、事務局から説明を求めます。</p> |
| 園木生涯学習課長補佐 | <p>本庄市青少年問題協議会委員の委嘱についてでございます。</p> <p>本庄市青少年問題協議会委員につきましては、平成30年8月31日を以って任期満了となったことから、9月1日付けで新たに本庄市青少年問題協議会委員の委嘱を行いました。このため報告するものでございます。</p> <p>報告内容をご説明いたします。</p> <p>1の氏名等でございますが、氏名と略歴を申し上げます。</p> <p>新任の方でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高橋 衛（たかはし まもる）本庄市民生委員・児童委員協議会 ・長谷川 哲也（はせがわ てつや）本庄市PTA連合会 共和小学校PTA会長 ・寺尾 好夫（てらお よしお）本庄市小・中学校長会 本庄南小学校長 <p>次の9名の方につきましては、再任でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都丸 幸子（とまる さちこ）本庄市社会教育委員 ・石原 寿美恵（いしはら すみえ）本庄市青少年育成推進員連絡会代表 ・永尾 斎二（ながお せいじ）熊谷人権擁護委員協議会本庄部会 ・井河 彰久（いがわ あきひさ）本庄地区保護司会 ・林 秀信（はやし ひでのぶ）本庄市自治会連合会 上真下自治会長 ・市川 俊男（いちかわ としお）本庄市自治会連合会 七軒町自治会長 |

| | |
|------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・井上 健治 (いのうえ けんじ) 本庄市子ども会育成会連合会顧問 ・中田 守 (なかた まもる) 本庄市小・中学校長会 本庄南中学校長 ・芦澤 吉一 (あしざわ よしかず) 本庄市青少年育成市民会議会長 <p>2の任期でございますが、平成30年9月1日から平成32年8月31日までの2年間でございます。 以上で説明を終わります。</p> |
| 園木生涯学習課長補佐 | <p>続いて、本庄市生涯学習推進会議委員の委嘱についてでございます。</p> <p>本庄市生涯学習推進会議委員につきましては、平成30年9月30日を以って任期満了となったことから、10月1日付けで新たに本庄市生涯学習推進会議委員の委嘱を行いました。このため報告するものでございます。</p> <p>報告内容をご説明いたします。</p> <p>1の氏名等でございますが、氏名と略歴を申し上げます。</p> <p>新任の方5名でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鬼澤 嘉代 (きざわ かよ) 本庄市公民館運営審議会副会長 ・門倉 道雄 (かどくら みちお) 本庄市体育協会副会長 ・柴田 昇 (しばた のぼる) 本庄市レクリエーション協会 ・凶師 喜恵 (ずし よしえ) 本庄市立図書館協議会 ・黒澤 敬子 (くろさわ けいこ) 本庄市食生活改善推進員協議会副会長 <p>次の14名の方につきましては、再任でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根岸 久 (ねぎし ひさし) 本庄市文化財保護審議会委員副委員長 ・芦澤 吉一 (あしざわ よしかず) 本庄市社会教育委員副委員長 ・小林 弘子 (こばやし ひろこ) 本庄市公民館運営審議会委員 ・勝山 勉 (かつやま つとむ) 本庄市教育委員会教育長 ・島田 啓司 (しまだ けいじ) 本庄市小・中学校長会 児玉小学校長 ・綱 洋行 (つな ひろゆき) 本庄市小・中学校長会 本庄西中学校長 ・森 一夫 (もり かずお) 埼玉県立本庄高等学校長 ・立花 勲 (たちばな いさお) 本庄市文化団体連合会会長 ・吉田 久江 (よしだ ひさえ) 本庄市婦人会副会長 ・須藤 成光 (すとう しげみつ) 本庄市老人クラブ連合会会長 ・阪上 元茂 (さかうえ もとしげ) 本庄市自治会連合会 朝日町自治会長 ・福井 謙次 (ふくい けんじ) 本庄市コミュニティ協議会 ・石原 寿美恵 (いしはら すみえ) 本庄市青少年育成市民会議副会長 ・齊藤 久雄 (さいとう ひさお) 市民総合大学 児玉自治会 <p>2の任期でございますが、平成30年10月1日から平成32年9月30日までの2年間でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 教 育 長 | <p>ただいま、本庄市青少年問題協議会委員と本庄市生涯学習推進会議委員の委嘱について説明いたしましたが、みなさまから、何かございませんか。</p> <p>ないようですので、これで、「報告」を終了します。</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>次に、議事日程6の「教育長の報告」へ移ります。「行動記録」をご覧ください。</p> <p>前回9月21日の定例会以降の行動記録について、別紙のとおり報告させていただきます。</p> <p>主だったところについて説明させていただきます。</p> <p>9月27日には市内校長会が開催されました。本年度後半に向けて、課題解決の進捗状況の確認と今後の取組、教職員との中間面談の活用について、また11月の「いじめ撲滅強調月間」に向けての準備を進めることなどについて指示しました。</p> <p>9月29日に予定されておりました、市内小学校の運動会は台風の接近、雨天により延期となり、10月1日に中央小、3日に児玉小と共和小、2日にそれ以外の9校で開催されました。延期となりましたが、たくさんの保護者、地域の方等にご来校いただき、また事故等もなく実り多い運動会となりました。</p> <p>10月5日には埼玉県都市教育長協議会の定例会が富士見市で行われました。</p> <p>以上です。次に、議事日程7の「その他」に移ります。事務局から何かございますか。</p> |
| 高橋教育総務課長 | <p>「学校訪問」では、お世話になります。日程についてはFAXで連絡させていただきましたが、お一人4回の訪問ということで、既に昨日17日に東中と東小で実施したところとです。その後、来週の26日、そして最終が11月16日までとなりますが、よろしく願いいたします。</p> <p>都合が悪くなった場合や、変更等がございましたら、ご連絡ください。また、現地集合、現地解散でお願いいたします。</p> <p>また、次回の定例会の日に総合教育会議がありますが、児玉中で給食を試食していただく予定で、その際に、児玉地域の学校では実費として「280円」のご負担をいただいておりますので、当日で結構ですが、280円の集金をさせていただきますので、よろしく願いします。総合教育会議の開催通知は企画課からお送りする予定ですが、午前11時50分から授業視察、その後、給食の試食、清掃の様子を見学して、会議は午後1時40分からの予定となっております。</p> |
| 佐々木文化財保護課長 | <p>文化財保護課から文化財展示コーナーについてご報告いたします。</p> <p>配布資料の「本庄市の遺跡 最新出土展 2018」をご覧ください。</p> <p>文化財保護課では北泉・蛭川・児玉の3か所にあった文化財整理室を本年6月に児玉総合支所第2庁舎に移転し、文化財転移コーナーを設置いたしました。そこでこの度ミニ企画展として最新発掘調査で出土した土器などを展示する「最新出土展2018」を開催いたします。</p> <p>児玉町共栄の「新宮遺跡」と本庄市中央の「中北原遺跡」から出土した土</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>器などを展示します。</p> <p>先ほどの説明と重なりますが、お忙しい中大変恐縮ですが30分前の11時10分に児玉第2庁舎にご集合いただき、15分程度展示コーナーをご案内させていただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 堀口体育課長 | <p>体育課からは、スポレクフェスタの報告をさせていただきます。</p> <p>お手元に配布しました「スポレクフェスタ2018開催報告書」をご覧くださいと思います。</p> <p>開催日は、10月8日の体育の日です。主催は本庄市スポレクフェスタ実行委員会です。</p> <p>来場者数は、8,800人です。今回は、分散会場の実施時間の延長やシャトルバスの利用により、たくさんの方に参加していただきました。残念ですが、骨折の負傷者が1名出てしまいました。</p> <p>裏面をご覧ください。分散会場として、本庄総合公園エリア、若泉運動公園エリア、児玉エリア、その他のエリアと、それぞれのブースを設けまして、全体で36会場、参加団体数は54団体でございます。一番右欄が運営係員を除いた参加者数になっていまして、合計参加人数は8,823人です。公式には8,800人で発表しております。</p> <p>体育課からは以上でございます。</p> |
| 前川図書館長 | <p>図書館よりお知らせいたします。</p> <p>お手元に配布しました「平成30年度 本庄市立図書館 企画展・文芸講演会について」のチラシをご覧くださいと思います。</p> <p>11月1日（木）から11月29日（木）にかけ、図書館本館において、企画展「宮沢賢治の世界」と題しまして、宮沢賢治関連の資料展示を行います。</p> <p>また、11月17日の土曜日、午後2時から、本館2階の会議室におきまして、文芸講演会を開催いたします。</p> <p>図書館からは以上でございます。</p> |
| 教 育 長 | <p>ただいまの各課からの説明について、質問等ありましたらお願いいたします。</p> |
| 教育委員 | <p>《なし》</p> |
| 教 育 長 | <p>次に、次回定例会の日程を確認いたします。</p> <p>第11回定例会を11月13日（火）午後3時から、場所は児玉中学校地域連携室となります。教育委員の皆さまにおかれましては、先ほど文化財保護課から報告がございましたとおり、午前11時10分から文化財展示コーナーを15分程度見学していただきます。その後に、児玉中学校に移動していただき、11時50分から4時限目の授業視察、給食の試食及び清掃の様子等を見学した後に、午後1時40分から総合教育会議を開催し、終了後の</p> |

| | |
|----------|---|
| | 午後3時から定例会を開催する予定となっております。 みなさまご都合は宜しいでしょうか。 |
| 教育委員 | 異議なし。 |
| 教 育 長 | それでは次に、平成30年第12回定例会の日程について事務局から説明を求めます。 |
| 高橋教育総務課長 | 12月定例会は 第3木曜日の20日で予定させていただきたいと思えます。時間は午後4時から、この委員室での開催をお願いいたします。 |
| 教 育 長 | それでは、第12回定例会につきましては、12月20日午後4時からということで予定をしておきたいと思えます。 以上で平成30年第10回本庄市教育委員会定例会を閉会いたします。 |